

デンタルスタッフのための

歯科保険診療 ハンドブック

大阪府歯科保険医協会
歯科臨床・学術部編

2020年追補版



傷病名その他の主な略称

傷病名	カルテ	レセプト	傷病名	カルテ	レセプト
エナメル質初期う蝕	Ce	Ce	う蝕症第3度急性単純性根尖性歯周炎	C ₃ 急単Per	Per
う蝕症第1度	C ₁	C	う蝕症第3度急性化膿性根尖性歯周炎	C ₃ 急化Per	
う蝕症第2度	C ₂		う蝕症第3度慢性化膿性根尖性歯周炎	C ₃ 慢化Per	
う蝕症第2度単純性歯髓炎	C ₂ 単Pul		2次う蝕によるう蝕症第1度	C ₁ ^{''}	C ^{''}
う蝕症第3度	C ₃	Pul	2次う蝕によるう蝕症第2度	C ₂ ^{''}	
う蝕症第3度急性化膿性歯髓炎	C ₃ 急化Pul		2次う蝕によるう蝕症第3度	C ₃ ^{''}	
う蝕症第3度慢性潰瘍性歯髓炎	C ₃ 潰Pul		残根	C ₄	C ₄
う蝕症第3度慢性増殖性歯髓炎	C ₃ 増Pul		慢性歯周炎（軽度）	P ₁	P
う蝕症第3度慢性壊疽性歯髓炎	C ₃ 壊Pul		慢性歯周炎（中等度）	P ₂	
う蝕症第3度歯髓壊死	C ₃ Puエシ	Puエシ	慢性歯周炎（重度）	P ₃	
う蝕症第3度歯髓壊疽	C ₃ Puエソ	Puエソ	単純性歯肉炎	単G	G

傷病名	カルテ・レセプト	傷病名・項目	カルテ・レセプト	項目	カルテ・レセプト
複雑性歯肉炎	複G	骨瘤	Tor	乳幼児加算	乳
増殖性歯肉炎	増G	埋伏歯	RT	歯科診療特別対応加算	特
潰瘍性歯肉炎	潰G	半埋伏歯	HRT	初診時歯科診療導入加算	特導
壊疽性歯肉炎	壊G	完全埋伏歯	CRT	歯科診療特別対応連携加算	特連
肥大性歯肉炎	肥G	水平智歯	HET	歯科診療特別対応地域支援加算	特地
智歯周囲炎	Perico	水平埋伏智歯	HIT	歯科外来診療環境体制加算1	外来環1
急性歯周炎・慢性辺縁性歯周炎の急性発作	P 急発	捻転歯	ROT	歯科外来診療環境体制加算2	外来環2
急性単純性歯髓炎	単Pul	過剰歯	SNT	歯科再診料	再診または歯再診
カリエスのない歯髓炎	Pul	エナメル質形成不全	EHp	歯科再診料注1	再診（注1）または歯再診（注1）
口腔褥瘡性潰瘍	Dul	歯（の破）折	FrT	再診時歯科外来診療環境体制加算1	再外来環1
口内炎	Stom	永久歯萌出不全	IPT	再診時歯科外来診療環境体制加算2	再外来環2
口腔粘膜炎	OMuco	舌炎	Gls	地域歯科診療支援病院入院加算	地歯入院
歯槽骨鋭縁	SchA	欠損歯（欠如歯）	MT	地域歯科診療支援病院歯科再診料	病再診
象牙質知覚過敏症	Hys	咬合異常	Mal	明細書発行体制等加算	明細
咬耗症	Att	歯質くさび状欠損	WSD	歯科疾患管理料	歯管
磨耗症	Abr	破損（破折）	ハセツ	文書提供加算	文
酸蝕症	Ero	脱離	ダツリ	長期管理加算	長期
歯肉膿瘍	GA	不適合	フテキ	総合医療管理加算	総医
歯槽膿瘍	AA		(注) ハセツ、ダツリまたはフテキを接尾語とする場合は、ジャケット冠脱落を「JCダツリ」のように連結して使用して差し支えない。	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所	か強診
歯根嚢胞	WZ			エナメル質初期う蝕管理加算	初期う蝕
歯石沈着症	ZS			フッ化物洗口指導加算	F 洗
歯ざしり	Brx			小児口腔機能管理料	小機能
乳歯晩期残存	RDT	睡眠時無呼吸症候群	SAS	口腔機能管理料	口機能
歯の脱臼	Lux	歯科初診料	初診または歯初診	歯科疾患在宅療養管理料	歯在管
口角びらん	Ang	歯科初診料注1	初診（注1）または歯初診（注1）	文書提供加算	文
口腔の色素沈着症	Pig	地域歯科診療支援病院歯科初診料	病初診	在宅総合医療管理加算	在歯総医

項目	カルテ・レセプト	項目	カルテ・レセプト	項目	カルテ・レセプト
栄養サポートチーム等連携加算 1	NST 1	在宅歯科医療推進加算	在推進	エックス線撮影 X-Ray	X 線
栄養サポートチーム等連携加算 2	NST 2	訪問歯科衛生指導料 (1 単一建物 1 人の場合)	訪衛指 1	歯科用 X 線フィルム (標準型)	X-Ray (D)
小児栄養サポートチーム等連携加算 1	小NST 1	訪問歯科衛生指導料 (2 単一建物 2 ～ 9 人の場合)	訪衛指 2	咬翼型	X-Ray (BW)
小児栄養サポートチーム等連携加算 2	小NST 2	訪問歯科衛生指導料 (3 1 および 2 以外の場合)	訪衛指 3	咬合型	X-Ray (O)
在宅療養支援歯科診療所 1	歯援診 1	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	訪問口腔リハ	小児型	X-Ray (P)
在宅療養支援歯科診療所 2	歯援診 2	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	小訪問口腔リハ	全顎※枚法	X-Ray (全※)
歯科衛生実地指導料 1	実地指 1	在宅等療養患者専門的口腔衛生処置	在口衛	片顎※枚法	X-Ray (片※)
歯科衛生実地指導料 2	実地指 2	接合面の歯間離開度検査	CT	歯科用 3 次元断層撮影	歯 CT
歯科特定疾患療養管理料	特疾管	総義歯 (局部義歯) の適合性検査	FD (PD) -Fit	表面 (在) 麻酔	OA
歯科治療時医療管理料	医管	Caries Activity Test	CAT	吸入鎮静法	IS
在宅患者歯科治療時医療管理料	在歯管	歯髄電気検査	EPT	静脈内鎮静法	静鎮
周術期等口腔機能管理計画策定料	周計	電氣的根管長測定検査	EMR	歯科麻酔管理料	歯麻管
周術期等口腔機能管理料 (I)	周 I	ポケット測定検査	EPP	歯科口腔リハビリテーション料 1 (有床義歯)	歯リハ 1 (1)
周術期等口腔機能管理料 (II)	周 II	顎運動関連検査	顎運動	歯科口腔リハビリテーション料 1 (舌接触補助床)	歯リハ 1 (2)
周術期等口腔機能管理料 (III)	周 III	チェックバイト	ChB	歯科口腔リハビリテーション料 2	歯リハ 2
周術期等専門的口腔衛生処置 1	術口衛 1	ゴシックアーチ	GoA	う蝕処置	う蝕
周術期等専門的口腔衛生処置 2	術口衛 2	パントグラフ描記法	Ptg	咬合調整	咬調
新製有床義歯管理料	義管	歯冠補綴時色調採得検査	色調	歯髄保護処置	PCap
広範囲顎骨支持型補綴物管理料	特イ管	有床義歯咀嚼機能検査 (1 のイ 下顎運動測定, 咀嚼能力測定併用)	咀嚼機能 1 イ	歯髄温存療法	AIPC
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	特イ術	有床義歯咀嚼機能検査 (1 のロ 咀嚼能力測定のみの場合)	咀嚼機能 1 ロ	直接歯髄保護処置	直保護, 直覆または直PCap
広範囲顎骨支持型装置搔爬術	特イ搔	有床義歯咀嚼機能検査 (2 のイ 下顎運動測定, 咬合圧測定併用)	咀嚼機能 2 イ	間接歯髄保護処置	間保護, 間覆または間PCap
広範囲顎骨支持型補綴診断料	特イ診	有床義歯咀嚼機能検査 (2 のロ 咬合圧測定のみの場合)	咀嚼機能 2 ロ	象牙質レジンコーティング	R コート
広範囲顎骨支持型補綴物修理	特イ修	咀嚼能力検査	咀嚼能力	知覚過敏処置	Hys 処
薬剤情報提供料	薬情	咬合圧検査	咬合圧	う蝕薬物塗布処置	サホ塗布
診療情報提供料 (I)	情 I	舌圧検査	舌圧	初期う蝕早期充填処置	シーラントまたは填塞
診療情報提供料 (II)	情 II	小児口唇閉鎖力検査	小口唇	フッ化物歯面塗布処置	F 局
診療情報提供料 (III)	情 III	睡眠時歯科筋電図検査	歯筋電図	生活歯髄切断	生切
電子的診療情報評価料	電診情評	精密触覚機能検査	精密触覚	失活歯髄切断	失切
診療情報連携共有料	情共	細菌簡易培養検査	S 培	麻酔抜髄	麻抜
歯科訪問診療 1	訪問診療 1	歯周病患者画像活用指導料	P 画像	感染根管処置	感根処
歯科訪問診療 2	訪問診療 2	歯周基本検査	P 基検	根管貼薬処置	根貼またはRCT
歯科訪問診療 3	訪問診療 3	歯周精密検査	P 精検	根管拡大	拡大
歯科訪問診療料 注 13 (初診時)	歯訪診 (初)	混合歯列期歯周病検査	P 混検	根管形成	RCP
歯科訪問診療料 注 13 (再診時)	歯訪診 (再)	歯周病部分的再評価検査	P 部検	根管充填	根充またはRCF
歯科訪問診療補助加算 (イの (1) 同一建物居住者以外)	訪補助イ (1)			加圧根管充填処置	CRF
歯科訪問診療補助加算 (イの (2) 同一建物居住者)	訪補助イ (2)			手術用顕微鏡加算	手顕微加
歯科訪問診療補助加算 (ロの (1) 同一建物居住者以外)	訪補助ロ (1)			抜髄と同時の根管充填	抜髄即充
歯科訪問診療補助加算 (ロの (2) 同一建物居住者)	訪補助ロ (2)			感染根管処置と同時の根管充填	感根即充
歯科訪問診療移行加算	訪移行				

項目	カルテ・レセプト	項目	カルテ・レセプト	項目	カルテ・レセプト
ガッタパーチャポイント	G. ポイント	歯肉整形術	GP	総義歯	FD
歯石除去	除石	窩洞形成	KP	局部義歯	PD
ブラークコントロール	ブラーク.C	う蝕歯即時充填形成	充填	上顎	UP
機械的歯面清掃処置	歯清	う蝕歯無痛の窩洞形成加算	う蝕無痛	下顎	LW
歯周疾患処置	P 処	う蝕歯インレー修復形成	修形	(注)UPまたはLWを接頭語とする場合は、上顎総義歯を「UP-FD」のように「-」でつないで使用しても差し支えない。	
(糖尿病患者に使用する場合)	P 処 (糖)	支台築造 間接法 (ファイバーポスト)	ファイバー (間)		
歯周基本治療処置	P 基処	支台築造 直接法 (ファイバーポスト)	ファイバー (直)		
スケーリング	SC	グラスアイオノマーセメント充填	グセ充		
スケーリング・ルートプレーニング	SRP	光重合型複合レジン充填	光CR充	鉤	CI
歯周ポケット掻爬	PCur	歯冠形成	PZ	コンビネーション鉤	コンビCI
歯周ポケット掻爬術	掻爬術またはソウハ術	生活歯歯冠形成	生PZ	間接支台装置	間支
歯周病重症化予防治療	P 重防	失活歯歯冠形成	失PZ	有床義歯床下粘膜調整処置またはティッシュコンディショニング	T. コンデまたはT. cond
歯周病安定期治療 (I)	SPT (I)	根面形成	PW	有床義歯内面適合法 (硬質材料の場合)	床裏装 (硬) または床適合 (硬)
歯周病安定期治療 (II)	SPT (II)	テンポラリークラウン	TeC	有床義歯内面適合法 (軟質材料の場合)	床裏装 (軟) または床適合 (軟)
歯肉切除手術	GEct	金属歯冠修復	MC	有床義歯修理	床修理
歯肉剥離掻爬手術	FOp	(注) 金属歯冠修復および充填にあたって、修復形態の標示は「OM・OB・MOD等」と歯面部位で記載して差し支えない。		歯科技工加算 1	歯技工 1
歯周組織再生誘導手術	GTR			歯科技工加算 2	歯技工 2
手術時歯根面レーザー応用加算	手術歯根			未装着	Ⓐ
口腔粘膜処置	口処			カルボキシレートセメント	カセ
非経口摂取患者口腔粘膜処置	非経口処	印象採得	imp	複合レジン	CR
レーザー機器加算 1	レ機加 1	単純印象	単impまたはS-imp	グラスアイオノマーセメント	グセ
レーザー機器加算 2	レ機加 2	連合印象	連impまたはC-imp	仮着用セメント	仮セ
レーザー機器加算 3	レ機加 3	咬合圧印象	咬impまたはB-imp	ユージノールセメント	EZ
抜歯手術	抜歯またはT. EXT	機能印象	機impまたはF-imp	エナメルエッチング法	EE
歯根端切除手術	根切	咬合採得	BT	エナメルボンディング法	EB
(歯CTおよび手術用顕微鏡を用いた場合)	根切顕微	仮床試適	TF	テラ・コートリル軟膏	TKパスタ
歯槽骨整形手術	AEct	装着	set	ヒノポロン口腔用軟膏	HPパスタ
歯肉移植術	Gpl	四分の三冠	¾Cro	プレステロン「歯科用軟膏」	PSパスタ
暫間固定	TFix	五分の四冠	⅘Cro	歯科用貼布剤	Af
睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置	SAS-OAp	全部金属冠	FMC	クレオドンパスタ	Guパスタ
舌接触補助床	PAP	レジン前装金属冠	前装MCまたはゼンソウMC	歯科用モルホニン	MH
口腔内装置調整 (睡眠時無呼吸症候群の咬合床)	OAp調 (イ)	歯冠補綴物修理	Pro修理	テトラサイクリンプレステロン軟膏	TCPSパスタ
口腔内装置調整 (歯ぎしりに対する口腔内装置)	OAp調 (ロ)	レジンインレー	RIn	カートリッジ	Ct
口腔内装置調整 (イとロ以外の場合)	OAp調 (ハ)	硬質レジンジャケット冠	HJC	歯科用 (口腔用) アフタゾロン	AFS
口腔内装置修理	OAp修	CAD/CAM冠	歯CAD	チャンネルス	CaN
根管内異物除去	RBI	高強度硬質レジンブリッジ	HRBr	カルビタール	CV
歯肉包帯	GBd	小児保険装置	保険	ネオクリーナー「セキネ」	NC
歯肉圧排	圧排	ブリッジ	Br	ペリオドン	PO
		ポンティック	Pon	ヒポクロリットソリューション10%「白薬」	HS
		クラウン・ブリッジ維持管理料	補管または維持管	食片圧入	Food. I
		補綴時診断料	補診		

03章 保険診療のしくみ

P28 表3-3 月ごとの外来・自己負担限度額
高齢受給者・後期高齢者の自己負担限度額の変更

高齢受給者・後期高齢者（70歳以上）		
表示 ※1	所得区分	レセプト単位 ※2
Ⅳ	現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上など）	57600円
Ⅲ	一般（標準報酬月額26万円以下など）	14000円
Ⅱ・Ⅰ	低所得者（住民税非課税者）	8000円



（2020年4月現在）

高齢受給者・後期高齢者（70歳以上）			
表示※1	標準報酬月額（健保）	課税所得（国保）	レセプト単位※2
ア	83万円以上	690万円以上	252,600円 + （医療費 - 842,000円） × 1 %
イ	53～79万円	380万円以上	167,400円 + （医療費 - 558,000円） × 1 %
ウ	28～50万円	145万円以上	80,100円 + （医療費 - 267,000円） × 1 %
エ	26万円以下	145万円未満	18,000円
オ	低所得者Ⅱ・Ⅰ（住民税非課税者など）		8,000円

06章 診査，管理，麻酔・投薬

歯科衛生実地指導（実地指）（P55 右およびP77 左）

う蝕または歯周病・歯科疾患に罹患している患者に，歯科衛生士が主治の歯科医師の指示に基づき以下の項目を直接15分以上実地指導する．う蝕または歯周病に罹患している患者には，下記の歯科衛生実地指導の必要事項のうち①を必ず実施する．

- ① 歯および歯肉など口腔状況の説明
- ①② プラークチャートなどを用いたプラークの付着状況の指摘と患者自身によるブラッシングを観察したうえでのプラーク除去方法の指導
- ②③ その他，患者の状態に応じて必要な事項

周術期等口腔機能管理（P56 加筆と訂正）

歯科疾患や口腔衛生状態の不良，手術や薬剤による免疫力の低下によって合併症（手術部位感染や病巣感染）が生じる．また，全身麻酔で手術する場合に，気道の確保や誤飲を防ぐために，気管にチューブを挿入（気管内挿管）するが，挿入時に口腔内の細菌が気道に入り，後で肺炎を起こすことがある（誤嚥性肺炎）．（以下変更なし）

周術期等口腔機能管理が必要な手術・治療例

- ・ 全身麻酔下で実施される，頭頸部領域，呼吸器領域，消化器領域などの悪性腫瘍の手術，臓器移植手術，心臓血管外科手術，人工股関節置換術等の整形外科手術，造血幹細胞移植，脳卒中に対する手術など
- ・ 骨髄移植手術
- ・ がんなどに係る放射線治療や化学療法，緩和ケア

周術期等専門的口腔衛生処置（術口衛）（P56 名称変更）

高齢者の口腔機能管理（P56 周術期等口腔機能管理の後ろに挿入）

歯の喪失や加齢，全身疾患などによって，次の項目のうち3つ以上が当てはまれば「口腔機能低下症」と診断される．評価項目は7つで，①口腔衛生状態不良②口腔乾燥③咬合力低下④舌口唇運動機能低下⑤低舌圧⑥咀嚼機能低下⑦嚥下機能低下——からなる．特に，低舌圧，咀嚼機能低下または咬合力低下のいずれかを含む場合は，継続的な管理が重要になる．

下位症状	検査項目	該当基準
①口腔衛生状態不良	舌苔の付着程度	50%以上
②口腔乾燥	口腔粘膜湿潤度 唾液量	27 未満 2 g/2分以下
③咬合力低下	咬合圧検査	200N/350N/500N ※1
	残存歯数	20 本未満
④舌口唇運動機能低下	オーラルディアドコキネシス	Pa/Ta/Ka いずれか1つでも6回/秒未満
⑤低舌圧	舌圧検査	30kPa 未満
⑥咀嚼機能低下	咀嚼能力検査	100mg/dL 未満
	咀嚼能率スコア法	スコア0, 1, 2
⑦嚥下機能低下	嚥下スクリーニング検査(EAT-10)	3点以上
	自記式質問票(聖隷式嚥下質問紙)	1項目以上Aに該当 ※2

※1 プレスケールは200N 未満、プレスケール（Ⅱ）を用いた場合でフィルタありは350N 未満，フィルタなしは500N 未満が該当する．

※2 Aとはチェックリストにある「食事時のむせ」など15項目中で「よくある」など著明な状態のこと．

低舌圧，咀嚼機能低下，咬合力低下を診断するための検査

舌圧検査（P92 参照），咀嚼機能検査，咬合圧検査（P106 有床義歯咀嚼機能検査参照）を実施する．

咀嚼能力検査

グルコースを含んだグミゼリーを咀嚼した時に溶出するグルコースの量をグルコース分析装置を用いて測定し，咀嚼能率を検査する．

咬合圧検査

歯科用咬合圧計を用いて咬合力および咬合圧の分布などを測定する．

小児の口腔機能管理

小児（離乳完了前）で次表のA機能の「食べる」のうち1項目以上該当し，「食べる」「話す」機能のうちさらに1項目以上該当する場合は「口腔機能発達不全症」と診断される．上記を含み全体で3項目以上に該当する場合は，継続的管理が重要になる．

表6-1-2 口腔機能発達不全のチェック項目(離乳完了前)

A 機能	B 分類	C 項目
食べる	哺 乳	先天性歯がある
		口唇、歯槽の形態に異常がある(裂奇形など)
		舌小帯に異常がある
		乳首をしっかり口にふくむことができない
		授乳時間が長すぎる, 短すぎる
		哺乳量・授乳回数が多すぎたり少なすぎたりムラがある等
	離 乳	開始しているが首の据わりが確認できない
		スプーンを舌で押し出す状態がみられる
話す	構音機能	口唇の閉鎖不全がある(安静時に口唇閉鎖を認めない)
その他	栄養(体格)	やせ, または肥満である(カウプ指数: {体重(g)/身長(cm)} ² × 10 で評価)
	その他	口腔周囲に過敏がある
		上記以外の問題点()

小児(離乳完了後)で次表のB分類「咀嚼機能」の評価項目のうち1項目以上該当し、A機能「食べる」、「話す」の評価項目の合計で2項目以上に当てはまる場合は「口腔機能発達不全症」と診断される。上記を含み全体で3項目以上に該当する場合は、継続的管理が重要になる。

表6-1-3 口腔機能発達不全のチェック項目(離乳完了後)

A 機能	B 分類	C 項目
食べる	咀嚼機能	歯の萌出に遅れがある
		機能的因子による歯列・咬合の異常がある
		咀嚼に影響するう触がある
		強く咬みしめられない
		咀嚼時間が長すぎる, 短すぎる
		偏咀嚼がある
	嚥下機能	舌の突出(乳児嚥下の残存)がみられる(離乳完了後)
	食行動	哺乳量・食べる量, 回数が多すぎたり少なすぎたりムラがあるなど
話す	構音機能	構音に障害がある(音の置換, 省略, 歪みなどがある)
		口唇の閉鎖不全がある(安静時に口唇閉鎖を認めない)
		口腔習癖がある
		舌小帯に異常がある
その他	栄養(体格)	やせ, または肥満である(カウプ指数・ローレル指数で評価)
	その他	口呼吸がある
		口蓋扁桃等に肥大がある
		睡眠時のいびきがある
		上記以外の問題点

小児口唇閉鎖力検査（小口唇）

口腔機能の発達不全が疑われる患者に対し、口唇閉鎖力測定器を用いて、「口唇の閉鎖不全」（「口腔機能発達不全のチェック項目」のA機能「話す」B分h類「構音機能」のC項目「口唇の閉鎖不全がある（安静時に口唇閉鎖を認めない）」を数値で評価して診断するための検査。口唇閉鎖力測定器は診断後の指導・訓練にも用いられる。



中医協資料から

7 章 う蝕，歯髄炎，根尖性歯周炎

象牙質レジンコーティング（R コート）（P 65 最終行に挿入）

象牙質レジンコーティングは，生活歯に対する歯冠形成（生 PZ，P 93 参照）を行った歯に対して，象牙細管の封鎖を目的として歯科用シーリング・コーティング材を用いてコーティング処置をする。

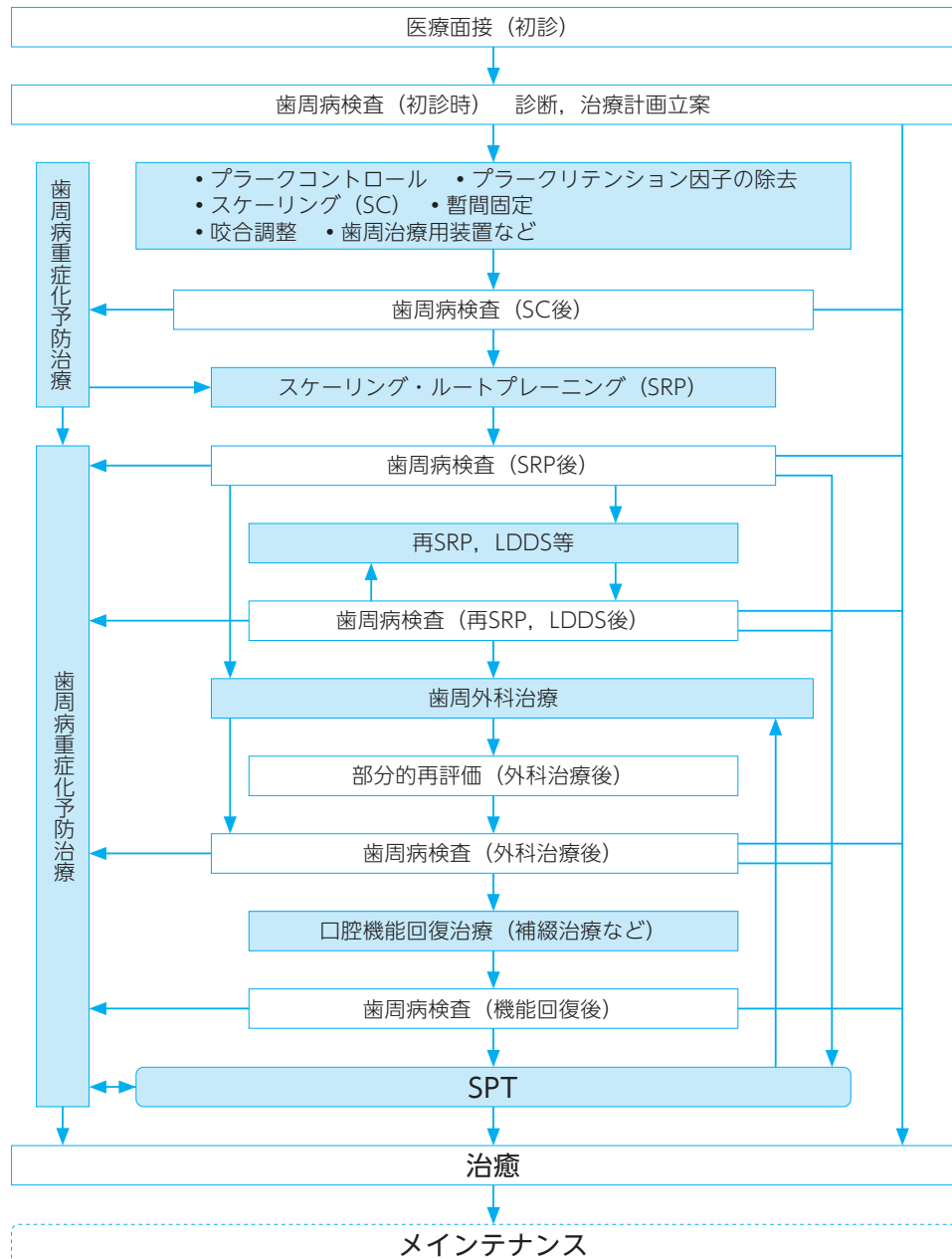
8 章 歯周疾患

歯周病重症化予防治療（P 重防）（P 84 左 歯周病安定期治療の前に挿入）

2 回目以降の歯周病検査の結果，歯周ポケットが 4 mm 未満で，部分的な歯肉の炎症またはプロービング時の出血が認められる状態の患者に対し，歯周病の重症化予防を目的として，スケーリングや機械的歯面清掃処置などの継続的な治療を実施する。

治癒判定後の再発予防

保険診療上の指針になっている「歯周病の治療に関する基本的な考え方診断と治療に関する指針」（日本歯科医学会）によると、治癒と判定する基準は、歯肉の炎症はなく、歯周ポケットは 4 mm 未満 3 mm 以下でプロービング時の出血もなく、歯の動揺度も生理的範囲に改善された状態とされている。



「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（2020年3月 日本歯科医学会）をもとに作成

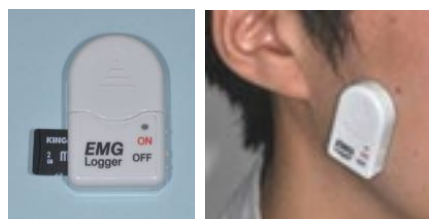
9 章 口腔内装置とリハビリ

顎関節授動術（徒手の授動術）

顎関節の位置関係が異常になり、口を開いても十分な開口量が得られない状態（クローズドロック）を解除するための手技のこと。急性の場合には瞬時に強い力を加えて顎関節の動きを改善させる。慢性の場合には緩やかに柔和な外力を用いて顎関節ストレッチとして行う。顎関節腔内に薬剤などを注入し関節腔の可動域を広げながら徒手の授動術を行う場合がある。

睡眠時歯科筋電図検査（歯筋電図）（P92 右「歯ぎしりに対する咬合床」の末尾に挿入）

問診または口腔内所見などから歯ぎしりが強く疑われる患者に対し、診断を目的として、夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定する。咬筋などの咀嚼筋相当部に表面電極を貼付して睡眠時における咀嚼筋活動時の筋電図を記録し、睡眠時の筋活動を客観的に定量化する。



中医協資料から

10 章 歯冠修復

咬合印象（P94 に挿入）

咬合印象法は、垂直的咬合関係がある臼歯部の単冠修復を行う場合にシリコーンゴム印象材を用いて支台歯と対合歯の印象と咬合関係を同時に採得する手法のこと。在宅などで療養している通院困難な患者に対して用いる。

既製金属冠（P96 に挿入）

ステンレス鋼製の既製冠で、永久歯の臼歯歯冠部に被覆に用いる。障がい者や認知高齢者、要介護者など、歯科診療に制約がある患者さんに対し即日修復が可能とされている。

11 章 欠損補綴

高強度硬質レジンブリッジ（HRBr）（P100 に挿入）

グラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いて製作するブリッジのこと。臼歯部の1歯欠損に適用される。金属の場合に比べて審美性が高く、歯科用金属アレルギー患者にも適している。

有床義歯製作に関する規制（P104右）

次の場合は例外として6カ月以内の製作が認められる。

- ① 急性の歯牙疾患により欠損歯数が異なった場合
- ② 遠隔地への転居のため通院が不能になった場合
- ③ 認知症を有する患者や要介護状態の患者であって、義歯管理が困難なために有床義歯が使用できない状況（修理が困難な程度に破折した場合を含む。）となった場合認知症を有する患者や要介護状態
- ④ その他特別な場合（災害または事故など）

また、前回製作した有床義歯の印象採得日が不明な場合は、他の保険医療機関で6カ月以内に有床義歯を製作していないことを患者に確認してもよい。

有床義歯咀嚼機能検査（咀嚼機能）（P106 右）

新たに有床義歯を作製する前や装着時、装着後の調製の各段階に応じて、下顎運動測定と咀嚼能力測定または咬合圧測定の検査をする。上下の歯が噛み合っていない状態（咬合不正）や噛み合わせ面の不調和など（咬合干渉）がないかを調べ、有床義歯の的確な調整に役立てる。

咀嚼能力測定または咬合圧測定のみを実施する場合もある。これらの測定は、口腔機能低下症の診断に必要な咀嚼能力検査または咬合圧検査としても用いられる。

下顎運動測定

歯科用下顎運動測定器を用いて下顎の運動路を三次元的に描いて咀嚼運動の経路を測定する

咀嚼能力測定

グルコースを含んだグミゼリーを咀嚼した時に溶出するグルコースの量をグルコース分析装置を用いて測定し、咀嚼能率を検査する

咬合圧測定

歯科用咬合圧計を用いて咬合力および咬合圧の分布などを測定する

12章 在宅医療と介護

非経口摂取患者口腔粘膜処置（非経口処）（P112 左に挿入）

在宅などで療養中で長期間経口摂取していない患者の口腔内は唾液分泌量が少なく乾燥する。患者自身による口腔清掃が困難なために、口腔内にできた剥離上皮膜（痂皮）に対し保湿剤などを用いて除去することをはじめ、粘膜を傷つける要因である補綴物や義歯の調整、口腔乾燥の改善などの処置を行う。



病名は「口腔剥離上皮膜」など



中医協資料から

小児に対する訪問口腔リハ（P113 左 訪問口腔リハに追加）

15歳未満の在宅等で療養している患者で、口腔機能の発達不全、口腔疾患または摂食機能障害を有する場合は、口腔衛生状態の改善や口腔機能の向上および口腔疾患の重症化予防のための指導管理を行う。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
contents			
1	目次のタイトル	9章 外科, 副子	9章 外科, <u>口腔内装置等</u>
		副子とリハビリ	<u>口腔内装置等</u> とリハビリ
3章			
26 左	本文 9行目	金属代替材料としてガラスファイバ ーで補強された高強度のコンポジット レジンを用いたミニユニットブリッジ 治療が先進医療に属している	
8章			
80 右	口腔内写真検査 タイトル	口腔内写真検査	歯周病患者画像活用指導料(P 画 像)
	口腔内写真検査 本文	カラー写真で患者に示した場合	カラー写真で患者 <u>または</u> 家族に指 導し説明した
	口腔内写真検査 脚注	カルテに添付する.	カルテに添付 <u>または</u> デジタル撮影し た画像を電子媒体に保存して管理 する.
9章			
	章のタイトル	9章 外科, 副子	9章 外科, <u>口腔内装置等</u>
92	中見出しのタイトル	副子とリハビリ	<u>口腔内装置等</u> とリハビリ
92 左	見出しタイトル	咬合挙上副子	<u>顎関節治療用装置</u>
92 右	歯科口腔リハビリテーション (歯リハ) 1行目,6行目	副子などを用いた歯科口腔リハビリ テーション(歯リハ)には	<u>口腔内装置</u> などを用いた歯科口腔 リハビリテーション(歯リハ)には
		②顎関節症患者の治療用装置(咬 合挙上副子など)	②顎関節症患者の治療用装置
	図9-12	図9-12 咬合挙上副子	図9-12 <u>顎関節治療用装置</u>
10章			
95 左	見出しタイトル	GR-インレー	<u>レジン</u> インレー
	CR インレー 本文2行目	GR-インレー用の	削除
96 左	乳歯冠 本文 3 行目	ニッケルクロム合金製	<u>ステンレス製</u>
11章			
99 左	ポンティック 本文3行目	金属裏装ポンティック,	削除
	ポンティック 脚注		削除
	レジン前装金属ポンティック 2 行目	前歯部の支台歯をレジン前装金属 冠または ※ 冠によって製作したブリッ ジの前歯部ポンティックに限って認 められる。	削除
99 右	レジン前装金属ポンティック 脚注	3番・4番の2歯連続欠損に限って, 4番にもレジン前装金属ポンティック が認められる。	削除
107 左	フック, スパー タイトル	フック, スパー	間接支台装置